

預金保険法の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

本則

○ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

附則

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

○ 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

○ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）・・・・・・・・・・ 39

○ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）・・・・・・・・ 42

○ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 破綻した金融機関の業務承継（第九十一条―第一百一条）</p> <p>第六章の二 金融機関の特定回収困難債権の買取り（第一百一条の二）</p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人による管理及び破綻金融機関の業務承継その他の金融機関の破綻の処理に関する措置、特定回収困難債権の買取りの措置並びに金融危機への対応の措置等の制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 破綻した金融機関の業務承継（第九十一条―第一百一条）</p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、金融機関の破綻の処理に関し、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人による管理、破綻金融機関の業務承継及び金融危機に対応するための措置等の制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。</p>

定する所属労働金庫をいう。以下同じ。)とする金融機関代理業者及び株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方を含む。次項において同じ。)又は銀行持株会社等(第三十四条第三号、第七号又は第九号に掲げる業務に係る銀行持株会社等に限る。)に対し、資料の提出を求めることができる。

2 (略)

3 機構は、破綻金融機関の取締役、会計参与、監査役及び会計監査人(破綻金融機関が委員会設置会社である場合にあつては取締役、執行役、会計参与及び会計監査人、破綻金融機関が信用金庫若しくは信用金庫連合会、信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会(以下「信用金庫等」という。)である場合にあつては理事、監事及び会計監査人)並びに支配人(破綻金融機関が信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会である場合にあつては、参事)その他の使用人並びに破綻金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者(金融機関代理業者が法人である場合にあつては、役員及び使用人)並びにこれらの者であつた者に対し、破綻金融機関の業務及び財産の状況(これらの者であつた者については、その者が当該破綻金融機関の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。)につき報告を求め、又は破綻金融機関及び破綻金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

定する所属労働金庫をいう。以下同じ。)とする金融機関代理業者及び株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方を含む。次項において同じ。)又は銀行持株会社等(第三十四条第三号、第六号又は第七号に掲げる業務に係る銀行持株会社等に限る。)に対し、資料の提出を求めることができる。

2 (略)

3 機構は、破綻金融機関の取締役、会計参与、監査役及び会計監査人(破綻金融機関が委員会設置会社である場合にあつては取締役、執行役、会計参与及び会計監査人、破綻金融機関が信用金庫若しくは信用金庫連合会、信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会(以下「信用金庫等」という。)である場合にあつては理事、監事及び会計監査人)並びに支配人(破綻金融機関が信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会である場合にあつては、参事)その他の使用人並びに破綻金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者(金融機関代理業者が法人である場合にあつては、役員及び使用人)並びにこれらの者であつた者に対し、破綻金融機関の業務及び財産の状況(これらの者であつた者については、その者が当該破綻金融機関の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。)につき報告を求め、又は破綻金融機関及び破綻金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

4
(略)

(預金等に係る保険金の支払等のための措置)

第五十八条の三 金融機関は、保険事故が発生した場合における支払対象預金等に係る保険金の支払又はその払戻しその他の保険事故に対処するために必要な措置の円滑な実施の確保を図るため、電子情報処理組織の整備その他の内閣府令で定める措置を講じなければならない。

2
(略)

(決済債務の保護)

第六十九条の二 為替取引その他の金融機関が行う資金決済に係る取引として政令で定める取引に関し金融機関が負担する債務(外国通貨で支払が行われるものを除き、金融機関その他の金融業を営む者で政令で定める者以外の者の委託に起因するものその他政令で定めるものに限る。以下この章において「決済債務」という。)であつて、かつ、支払対象決済用預金の払戻しを行う場合に消滅するもの以外のもの(以下この項及び次条第一項において「特定決済債務」という。)については、これを支払対象決済用預金に係る債務と、特定決済債務に係る債権を支払対象決済用預金に係る債権と、特定決済債務に係る債権者を預金者と、特定決済債務の額を支払対象決済用預金の額と、特定決済債務の弁済を支払対象決済用預金の払戻しとそれぞれみなして、この法律の規定(第五十八条の二、この章

4
(略)

(決済用預金に係る保険金の支払等のための措置)

第五十八条の三 金融機関は、保険事故が発生した場合における支払対象決済用預金に係る保険金の支払又はその払戻しの円滑の確保を図るため、電子情報処理組織の整備その他の内閣府令で定める措置を講じなければならない。

2
(略)

(決済債務の保護)

第六十九条の二 為替取引その他の金融機関が行う資金決済に係る取引として政令で定める取引に関し金融機関が負担する債務(外国通貨で支払が行われるものを除き、金融機関その他の金融業を営む者で政令で定める者以外の者の委託に起因するものその他政令で定めるものに限る。以下この章において「決済債務」という。)であつて、かつ、支払対象決済用預金の払戻しを行う場合に消滅するもの以外のもの(以下この項及び次条第一項において「特定決済債務」という。)については、これを支払対象決済用預金に係る債務と、特定決済債務に係る債権を支払対象決済用預金に係る債権と、特定決済債務に係る債権者を預金者と、特定決済債務の額を支払対象決済用預金の額と、特定決済債務の弁済を支払対象決済用預金の払戻しとそれぞれみなして、この法律の規定(第五十八条の二、この章

及び第七十三条の規定並びに第二百二十七条の規定及び当該規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、第五十一条の二第一項中「次に掲げる要件のすべてに該当する預金(外貨預金その他政令で定める預金を除く。以下「決済用預金」という。)に係る保険料」とあるのは「特定決済債務に係る保険料」と、第五十四条の二第一項中「決済用預金(他人の名義をもつて有するものその他の政令で定める決済用預金を除く。以下「支払対象決済用預金」という。)に係る保険金」とあるのは「特定決済債務に係る保険金」と、「のうち元本の額」とあるのは「の額」と、同条第二項中「その有する支払対象決済用預金」とあるのは「その有する特定決済債務に係る債権」と、第五十五条の二第四項中「預金等」とあるのは「特定決済債務」と、第五十八条の三第一項中「支払対象預金等」とあるのは「特定決済債務」とする。

2 (略)

第六章の二 金融機関の特定回収困難債権の買取り

第一百一条の二 機構は、金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて信用秩序の維持に資するため、金融機関(破綻金融機関、承継銀行及び第一百十一条第二項に規定する特別危機管理銀行を除く。以下この条において同じ。)が保有する貸付債権又はこれに類する資産として内閣府令・財務省令で定める資産(以下この項において単に「貸付債権」という。)のうち、当該貸付債権の債務者又は保証人が

及び第七十三条の規定並びに第二百二十七条の規定及び当該規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、第五十一条の二第一項中「次に掲げる要件のすべてに該当する預金(外貨預金その他政令で定める預金を除く。以下「決済用預金」という。)に係る保険料」とあるのは「特定決済債務に係る保険料」と、第五十四条の二第一項中「決済用預金(他人の名義をもつて有するものその他の政令で定める決済用預金を除く。以下「支払対象決済用預金」という。)に係る保険金」とあるのは「特定決済債務に係る保険金」と、「のうち元本の額」とあるのは「の額」と、同条第二項中「その有する支払対象決済用預金」とあるのは「その有する特定決済債務に係る債権」と、第五十五条の二第四項中「預金等」とあるのは「特定決済債務」と、第五十八条の三第一項中「支払対象決済用預金」とあるのは「特定決済債務」とする。

2 (略)

(新設)

(新設)

暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）であつて当該貸付債権に係る契約が遵守されないおそれがあること、当該貸付債権に係る担保不動産につきその競売への参加を阻害する要因となる行為が行われることが見込まれることその他の金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特段の事情があるもの（以下「特定回収困難債権」という。）の買取りを行うことができる。

2| 機構は、前項の規定による特定回収困難債権の買取りを行う場合には、内閣総理大臣及び財務大臣があらかじめ定めて公表する基準に従わなければならない。

3| 機構は、金融機関から特定回収困難債権の買取りに係る申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る特定回収困難債権の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。

4| 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

5| 機構は、第三項の規定による特定回収困難債権の買取りを行う旨の決定をしたときは、当該金融機関との間で当該特定回収困難債権の買取りに関する契約を締結するものとする。

(預金等の払戻しに関する会社法の特例)

第二百二十七条の二 第六十九条の四第三項から第五項までの規定は、前条において準用する第六十九条の三第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときについて準用する。この場合において、第六十九条の四第三項中「前条第一項に規定する決済債務の弁済」とあるのは「第二百二十七条において準用する前条第一項に規定する預金等の払戻し」と、同条第四項及び第五項中「弁済を行う決済債務の種類」とあるのは「払戻しを行う預金等の種別」と、「弁済の」とあるのは「払戻しの」と、「弁済をする」とあるのは「払戻しをする」と読み替えるものとする。

(事業譲渡等における債権者保護手続の特例)

第三百三十一条 第五十九条第二項第三号に掲げる事業譲渡等又は付保預金移転を援助するための第六十四条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該事業譲渡等又は付保預金移転に係る債務の引受けは、当該事業譲渡等又は付保預金移転により救済金融機関が引き受ける債務に係る債権者(第六項において「移転債権者」という。)の承諾を得ないでこれを行うことができる。

2／8 (略)

第九章 罰則

(預金等の払戻しに関する商法の特例)

第二百二十七条の二 第六十九条の四第三項から第五項までの規定は、前条において準用する第六十九条の三第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときについて準用する。この場合において、第六十九条の四第三項中「前条第一項に規定する決済債務の弁済」とあるのは「第二百二十七条において準用する前条第一項に規定する預金等の払戻し」と、同条第四項及び第五項中「弁済を行う決済債務の種類」とあるのは「払戻しを行う預金等の種別」と、「弁済の」とあるのは「払戻しの」と、「弁済をする」とあるのは「払戻しをする」と読み替えるものとする。

(事業譲渡等における債権者保護手続の特例)

第三百三十一条 第五十九条第二項第三号に掲げる事業譲渡等又は付保預金移転を援助するための第六十四条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該事業譲渡等又は付保預金移転に係る債務の引受けは、当該事業譲渡等又は付保預金移転により救済金融機関が引き受ける債務に係る債権者(第五項において「移転債権者」という。)の承諾を得ないでこれを行うことができる。

2／8 (略)

第九章 罰則

第四百四十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第五十六条第四項(第五十七条第五項及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第六十四条第三項(第六十九条第四項、第六十九条の三第二項(第二百二十七条及び第二百二十八条において準用する場合を含む。))、第一百一条第七項及び第一百八条第四項において準用する場合を含む。)、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第九十七条第二項、第九十八条第二項、第一百一条の二第四項、第一百七条第二項、第九十九条第二項、第二百一十条第四項、第二百一十三条第一項又は第二百二十九条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

附 則

(業務の特例)

第六条の二の四 機構は、当分の間、第三十四条に規定する業務のほか、次条から附則第七条まで、附則第八条の二第一項及び附則第十五条の二から第十五条の五までの規定による業務を行うことができる。

(協定銀行に係る業務の特例)

第七条 機構は、破綻金融機関等(破綻金融機関、承継銀行又は特別危機管理銀行をいう。以下同じ。)との合併により承継し、若しく

第四百四十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第五十六条第四項(第五十七条第五項及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第六十四条第三項(第六十九条第四項、第六十九条の三第二項(第二百二十七条及び第二百二十八条において準用する場合を含む。))、第一百一条第七項及び第一百八条第四項において準用する場合を含む。)、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第九十七条第二項、第九十八条第二項、第一百七条第二項、第九十九条第二項、第二百一十条第四項、第二百一十三条第一項又は第二百二十九条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

附 則

(業務の特例)

第六条の二の四 機構は、当分の間、第三十四条に規定する業務のほか、次条から附則第七条まで及び附則第八条の二第一項の規定による業務を行うことができる。

(協定銀行に係る業務の特例)

第七条 機構は、破綻金融機関等(破綻金融機関、承継銀行又は特別危機管理銀行をいう。以下同じ。)との合併により承継し、若しく

は破綻金融機関等から譲り受けた事業若しくは引き受けた預金等に
係る債務又は移管措置（附則第十五条の三第一項第六号に規定する
移管措置をいう。次条において同じ。）により協定後勘定（附則第
八条の二第二項第二号に規定する勘定をいう。以下同じ。）に移し
た資産及び負債の整理を行い、並びに附則第十条第一項の規定によ
る委託を受けて買い取った資産又は同条第七項に規定する措置によ
り協定後勘定に移した資産の管理及び処分を行うこと（以下「整理
回収業務」という。）を目的の一つとする一の銀行と整理回収業務
に関する協定（附則第十五条の二及び附則第十五条の五を除き、以
下「協定」という。）を締結し、並びに当該協定を実施するため、
次の業務を行うことができる。

一 （略）

二 協定銀行に対し、附則第十条の二の規定による損失の補填若し
くは附則第十一条第一項の規定による貸付けを行い、又は協定銀
行が行う資金の借入れに係る同項の規定による債務の保証を行う
こと。

二の二 次条第一項第二号の三の規定に基づき協定銀行から納付さ
れる金銭の収納を行うこと。

三・四 （略）

五 協定銀行の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施を確保
するとともに、第二号の二の協定銀行からの金銭の納付を的確に
行わせるため、協定銀行が協定の定めにより承継し、又は取得し
た貸付債権その他の財産（以下「譲受債権等」という。）に係る

は破綻金融機関等から譲り受けた事業又は引き受けた預金等に係る
債務の整理を行い、並びに附則第十条第一項の規定による委託を受
けて買い取った資産の管理及び処分を行うこと（以下「整理回収業
務」という。）を目的の一つとする一の銀行と整理回収業務に関す
る協定（以下「協定」という。）を締結し、並びに当該協定を実施
するため、次の業務を行うことができる。

一 （略）

二 協定銀行に対し、附則第十条の二の規定による損失の補てん若
しくは附則第十一条第一項の規定による貸付けを行い、又は協定
銀行が行う資金の借入れに係る同項の規定による債務の保証を行
うこと。

二の二 次条第一項第二号の二の規定に基づき協定銀行から納付さ
れる金銭の収納を行うこと。

三・四 （略）

五 協定銀行の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施を確保
するとともに、第二号の二の協定銀行からの金銭の納付を的確に
行わせるため、協定銀行が協定の定めにより承継し、又は取得し
た貸付債権その他の財産（以下「譲受債権等」という。）に係る

債権のうち、その債務者の財産（当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を含む。以下この号及び次号並びに次条第一項第七号及び第八号において同じ。）が隠蔽されているおそれがあるものその他その債務者の財産の実態を解明することが特に必要であると認められるものについて、当該債務者の財産の調査を行うこと。

六・七 (略)

2 (略)

(協定)

第八条 協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 協定銀行は、事業の譲受け等について第六十二条第一項、第一百一条第六項又は第一百八条第三項の規定による内閣総理大臣のあつせんを受けた場合においては、機構に対し、機構が当該事業の譲受け等を援助するため必要な資金援助を行うことを申し込み、当該資金援助について機構との間で契約を締結したときは、当該あつせんに係る破綻金融機関等と合併し、その事業を譲り受け、又はその預金等に係る債務を引き受けて、当該破綻金融機関等の事業又は預金等に係る債務に係る整理回収業務を行うこと。

一の二 承継協定銀行（附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行をいう。以下この条及び附則第十条において同じ。）は、移管措置について附則第十五条の四第六項の規定による内閣総理大臣のあつせんを受けた場合においては、機構に対し、機構が当

債権のうち、その債務者の財産（当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を含む。以下この号及び次号並びに次条第一項第七号及び第八号において同じ。）が隠蔽されているおそれがあるものその他その債務者の財産の実態を解明することが特に必要であると認められるものについて、当該債務者の財産の調査を行うこと。

六・七 (略)

2 (略)

(協定)

第八条 協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 協定銀行は、事業の譲受け等について第六十二条第一項、第一百一条第六項又は第一百八条第三項の規定による内閣総理大臣のあつせんを受けた場合においては、機構に対し、機構が当該事業の譲受け等を援助するため必要な資金援助を行うことを申し込み、当該資金援助について機構との間で契約を締結したときは、当該あつせんに係る破綻金融機関等と合併し、その事業を譲り受け、又はその預金等に係る債務を引き受けて、当該破綻金融機関等の事業又は預金等に係る債務に係る整理回収業務を行うこと。

(新設)

該移管措置を援助するため必要な資金援助を行うことを申し込み、当該資金援助について機構との間で契約を締結したときは、当該移管措置を講じ、当該移管措置により協定後勘定に移した資産及び負債に係る整理回収業務を行うこと。

二 (略)

二の二 承継協定銀行は、機構から附則第十条第七項に規定する措置を講ずることを求められた場合において、その求めに応ずることを機構に通知したときは、当該措置を講じ、その移した資産に係る整理回収業務を行うこと。

二の三 (略)

三・四 (略)

四の二 承継協定銀行は、第一号の二又は第二号の二の規定によりこれらの規定に規定する措置を講じたときは、速やかに、これらの措置に係る整理回収業務の実施計画及び資金計画を作成し、機構の承認を受けること。

五 協定銀行は、前二号の実施計画又は資金計画を変更しようとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けること。

六 (略)

七 協定銀行は、譲受債権等に係る債権についてその債務者の財産が隠蔽されているおそれがあると認めるとき、その他その債務者の財産の実態を解明することが困難であると認めるときは、速やかに機構に報告すること。

八・十 (略)

二 (略)

(新設)

二の二 (略)

三・四 (略)

(新設)

五 協定銀行は、前号の実施計画又は資金計画を変更しようとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けること。

六 (略)

七 協定銀行は、譲受債権等に係る債権についてその債務者の財産が隠蔽されているおそれがあると認めるとき、その他その債務者の財産の実態を解明することが困難であると認めるときは、速やかに機構に報告すること。

八・十 (略)

2・3 (略)

(資産の買取りの委託等)

第十条 機構は、次に掲げる場合には、協定銀行に対し、機構に代わつて資産の買取りを行うことを委託することができる。

一 第六十四条第一項(第六十九条第四項、第一百一条第七項及び附則第十五条の四第七項)において準用する場合を含む。)の規定により資産の買取りを含む資金援助を行う旨の決定をする場合

二・三 (略)

2 機構は、前項の規定による委託の申出をするときは、委員会の議決を経て、同項の決定に係る資産の買取りの価格、次条に規定する損失の補填その他の当該委託に関する条件を定め、これを協定銀行に対して提示するものとする。

3 (略)

4 機構が協定銀行との間で前項の委託(第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係るものに限る。)に関する契約を締結したときは、第六十四条第四項(第六十九条第四項、第一百一条第七項及び附則第十五条の四第七項)において準用する場合を含む。)及び第二百二十九条第五項の規定にかかわらず、資産の買取りに関する契約は、協定銀行が資産保有金融機関(破綻金融機関、合併等若しくは第一百一条第二項若しくは附則第十五条の四第二項に規定する再承継により破綻金融機関、承継銀行若しくは承継協定銀行の資産を取得した者、協定承継銀行又は特別危機管理銀行であつて、当該資産を保有して

2・3 (略)

(資産の買取りの委託等)

第十条 機構は、次に掲げる場合には、協定銀行に対し、機構に代わつて資産の買取りを行うことを委託することができる。

一 第六十四条第一項(第六十九条第四項及び第一百一条第七項)において準用する場合を含む。)の規定により資産の買取りを含む資金援助を行う旨の決定をする場合

二・三 (略)

2 機構は、前項の規定による委託の申出をするときは、委員会の議決を経て、同項の決定に係る資産の買取りの価格、次条に規定する損失の補てんその他の当該委託に関する条件を定め、これを協定銀行に対して提示するものとする。

3 (略)

4 機構が協定銀行との間で前項の委託(第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係るものに限る。)に関する契約を締結したときは、第六十四条第四項(第六十九条第四項及び第一百一条第七項)において準用する場合を含む。)及び第二百二十九条第五項の規定にかかわらず、資産の買取りに関する契約は、協定銀行が資産保有金融機関(破綻金融機関、合併等若しくは第一百一条第二項に規定する再承継により破綻金融機関若しくは承継銀行の資産を取得した者、協定承継銀行又は特別危機管理銀行であつて、当該資産を保有している金融機関をいう。次項において同じ。)との間で締結するものとする。

いる金融機関をいう。次項において同じ。）との間で締結するものとする。

5 前項の規定により協定銀行が資産保有金融機関（破綻金融機関又は合併等若しくは第百一条第二項若しくは附則第十五条の四第二項に規定する再承継により破綻金融機関、承継銀行若しくは承継協定銀行の資産を取得した者に限る。）との間で前項の契約を締結したときは、当該契約は、第六十四条第四項（第百一条第七項及び附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）の規定により機構が当該資産保有金融機関との間で締結したものとみなして、第六十五条（第百一条第七項及び附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

6 (略)

7 機構は、附則第十五条の二第三項の規定によりみなして適用される第百二十九条第三項の規定により承継協定銀行の資産の買取りを行う旨の決定をする場合には、承継協定銀行に対し、機構による当該資産の買取りに代わつて、当該資産を承継勘定（附則第十五条の二第四項第四号に規定する承継勘定をいう。以下この項において同じ。）から協定後勘定に移すとともに、その移した資産の額に相当する金額を協定後勘定から承継勘定に繰り入れる措置を講ずることを求めることができる。

8 機構は、前項の規定により同項の措置を講ずるときを求めるときは、委員会の議決を経て、同項の決定に係る資産の額に相当する金額、次条に規定する損失の補填その他の当該措置に関する条件を定

5 前項の規定により協定銀行が資産保有金融機関（破綻金融機関又は合併等若しくは第百一条第二項に規定する再承継により破綻金融機関若しくは承継銀行の資産を取得した者に限る。）との間で前項の契約を締結したときは、当該契約は、第六十四条第四項（第百一条第七項において準用する場合を含む。）の規定により機構が当該資産保有金融機関との間で締結したものとみなして、第六十五条（第百一条第七項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

6 (略)

(新設)

(新設)

め、これを承継協定銀行に対して提示するものとする。

9 | 機構は、承継協定銀行から、第七項の規定による同項の措置の求めに応ずる旨の通知を受けたときは、直ちに、その措置の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(資金の貸付け及び債務の保証)

第十一条 機構は、協定銀行から、協定の定めによる事業の譲受け等により承継し、若しくは引き受ける預金の払戻し若しくは協定の定めによる資産の買取りのために必要とする資金その他の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施のために必要とする資金又は特別協定の定めによる特別合併の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる。

2 (略)

(承継機能協定)

第十五条の二 内閣総理大臣は、機構に対し、協定銀行（機構の子会社である場合に限る。以下この条において同じ。）に被管理金融機関の業務を引き継がせ、その業務を暫定的に維持継続させることを目的とする協定（以下この条において「承継機能協定」という。）を協定銀行と締結することを指示することができる。

(新設)

(資金の貸付け及び債務の保証)

第十一条 機構は、協定銀行から、協定の定めによる事業の譲受け等により承継し、若しくは引き受ける預金の払戻し若しくは協定の定めによる資産の買取りのために必要とする資金その他の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施のために必要とする資金又は特別協定の定めによる特別合併の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる。

2 (略)

(新設)

- 2| 機構は、前項の指示を受けた場合には、協定銀行と承継機能協定を締結するものとする。
- 3| 承継機能協定を締結した協定銀行（以下「承継協定銀行」という。）については、承継銀行又は協定承継銀行とみなして、第五十条第二項、第九十一条（第一項第一号を除く。）、第九十二条（第一項を除く。）から第九十五条まで、第九十八条から第一百条まで、第一百二十九条及び第三百三十三条から第三百三十五条（第一項を除く。）までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 4| 承継機能協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
 - 一| 承継協定銀行は、前項の規定によりみなして適用されることとなる第九十四条第一項各号に掲げる事項を実施すること。
 - 二| 承継協定銀行は、機構が当該承継協定銀行の資産（第四号に規定する承継勘定に属するものに限る。）の買取りを行うことを機構に申し込むことができること。
 - 三| 承継協定銀行は、前項の規定によりみなして適用されることとなる第九十八条第一項に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、当該締結をしようとする契約の内容について機構の承認を受けること。
 - 四| 承継協定銀行は、被管理金融機関から引き継いだ業務に係る経理について、その他の業務に係る経理と区分し、被管理金融機関ごとに、特別の勘定（以下「承継勘定」という。）を設けて整理

すること。

五 承継協定銀行は、機構が次条第一項の規定により被管理金融機関の業務承継（被管理金融機関の業務を引き継ぎ、その業務を暫定的に維持継続することをいう。以下附則第十五条の四までにおいて同じ。）に係る事業の経営管理を終えた場合において、当該被管理金融機関に係る承継勘定に属する資産があるときは、当該資産の額に相当する金額を機構に納付すること。

5 機構は、承継機能協定を締結したときは、直ちに、その承継機能協定の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（経営管理の終了等）

第十五条の三 機構は、承継協定銀行がその業務を引き継いだ被管理金融機関に対する管理を命ずる処分の日から二年以内に、次に掲げる措置を講ずることにより承継協定銀行の当該被管理金融機関の業務承継に係る事業の経営管理を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該経営管理を終えることができない場合には、一年を限り、この期限を延長することができる。

一 承継協定銀行を当事者とする吸収分割（当該吸収分割により当該被管理金融機関の業務承継に係る事業の全部を他の金融機関に承継させるものであって、当該金融機関が機構の子会社及び協定銀行子会社のいずれでもないものに限る。）

二 承継協定銀行を当事者とする新設分割（当該新設分割により当

（新設）

- 該被管理金融機関の業務承継に係る事業の全部を承継させるものに限る。)により設立された銀行(以下「新設分割設立銀行」という。)の合併(当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人が機構の子会社及び協定銀行子会社のいずれでもないものに限る。)
- 三 承継協定銀行の当該被管理金融機関の業務承継に係る事業の全部の譲渡
- 四 新設分割設立銀行の株式の譲渡(当該譲渡により新設分割設立銀行が協定銀行子会社でなくなるものに限る。)
- 五 株主総会の決議による新設分割設立銀行の解散
- 六 承継協定銀行の当該被管理金融機関について設けた承継勘定に属する資産及び負債を当該承継勘定から協定後勘定に移すとともに、その移した資産の価額から負債の金額を差し引いた額に相当する金額を協定後勘定から当該承継勘定に繰り入れる措置(次条第六項に規定する内閣総理大臣のあつせんを受けて行うものに限る。以下「移管措置」という。)
- 2 機構は、前項本文の規定による経営管理の終了又は同項ただし書の規定による期限の延長をしようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- 3 機構は、第一項の規定により同項の経営管理を終了したときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。
- 4 第一項の「協定銀行子会社」とは、承継協定銀行がその総株主の

議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主の有する株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。）の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。

（再承継金融機関等に対する資金援助）

第十五条の四 再承継を行う金融機関（次項第一号から第五号までに掲げるものにあつては、承継協定銀行でない者に限る。以下この条において「再承継金融機関」という。）又は再承継を行う銀行持株会社等（以下この条において「再承継銀行持株会社等」という。）は、機構が、再承継を援助するため、資金援助（第五十九条第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものに限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の「再承継」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 承継協定銀行が被管理金融機関の業務承継に係る事業の全部（承継協定銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関に承継させる吸収分割
- 二 新設分割設立銀行と合併する金融機関が存続する合併
- 三 新設分割設立銀行と他の金融機関が合併して金融機関を設立する合併
- 四 承継協定銀行が被管理金融機関の業務承継に係る事業の全部（

（新設）

承継協定銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあっては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関に譲渡するもの

五 新設分割設立銀行の株式の他の金融機関又は銀行持株会社等による取得で当該新設分割設立銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行うもの

六 移管措置

3 第一項の規定による資産の買取りは、次の各号に掲げる再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産について行うものとする。

一 前項第一号に掲げる吸収分割 当該吸収分割により事業を承継した金融機関の資産（当該吸収分割前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。）

二 前項第二号に掲げる合併 当該合併により存続する金融機関の資産（当該合併前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。）

三 前項第三号に掲げる合併 当該合併により設立される金融機関の資産（当該合併前に承継協定銀行の資産であつたものに限る。）

四 前項第四号に掲げる事業の譲渡 同号の他の金融機関の資産で当該事業の譲渡により譲り受けたもの

五 前項第五号に掲げる株式の取得 当該株式の取得をされた銀行の資産

六 前項第六号に掲げる移管措置 当該移管措置により協定後勘定

に移された資産

4 第一項の規定による損害担保は、前項各号に掲げる再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

5 第五十九条第三項、第六項及び第七項並びに第六十一条第一項の規定は第一項の規定による申込みについて、同条第二項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第一項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、第五十九条第三項中「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、第六十一条第一項中「合併等」とあるのは「再承継」と、「破綻金融機関」とあるのは「承継協定銀行」と、「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継銀行持株会社等」と、同条第二項中「破綻金融機関」とあるのは「承継協定銀行」と、「救済金融機関」とあるのは「再承継銀行持株会社等」とあるのは「再承継銀行持株会社等」と、同条第三項中「合併等」とあるのは「再承継」と、「破綻金融機関」とあるのは「承継協定銀行」と、同条第八項中「破綻金融機関」とあるのは「新設分割設立銀行」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

6 内閣総理大臣は、前項において準用する第六十一条第二項の申請が行われない場合においても、承継協定銀行が前項において準用する同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、承継協定銀行及び他の金融機関、承継協定銀行及び銀行持株会社等又は

承継協定銀行に対し、書面により、再承継（第二項第三号に掲げる合併を除くものとし、当該再承継が行われることが預金者等その他の債権者の保護に資するものであり、かつ、機構による資金援助が行われることが当該再承継を行うために不可欠であるものに限る。）のあつせんを行うことができる。

7 第六十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前項のあつせんについて、第六十四条（第二項を除く。）及び第六十四条の二の規定は第一項の規定による申込みについて、第六十五条及び第六十六条の規定は第五項において準用する第六十一条第一項の認定又は前項のあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等について、第六十七条の規定は再承継金融機関について、第六十八条の規定は再承継のための機構による資金援助について、第六十八条の二及び第六十八条の三の規定は当該資金援助（優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を受けた再承継金融機関（当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関を含む。）又は再承継銀行持株会社等（この項において準用する第六十八条の二第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第二項に規定する会社及びこの項において準用する第六十八条の三第一項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、第六十二条第二項中「前条第一項」とあるのは「附則第十五条の四第五項において準用する前条第一項」と、「第五十九条第一項又は第五十九条の二第一項」とあるのは「附則第十五条の

四第一項」と、同条第四項中「前条第四項から第七項まで」とあるのは「附則第十五条の四第五項において準用する前条第四項、第六項及び第七項」と、同条第五項中「破綻金融機関又は破綻金融機関となる蓋然性が高いと認められる金融機関」とあるのは「承継協定銀行」と、第六十四条第三項及び第五項中「合併等」とあるのは「再承継」と、同条第四項及び第五項中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「再承継金融機関又は再承継銀行持株会社等」と、第六十四条の二第一項及び第二項中「救済金融機関又は救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継金融機関又は再承継銀行持株会社等」と、同項中「合併等」とあるのは「再承継」と、同条第四項中「合併等（同条第二項第二号）」とあるのは「再承継（附則第十五条の四第二項第三号）」と、「当該合併等」とあるのは「当該再承継」と、同条第五項中「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継銀行持株会社等」と、同条第六項第二号中「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは「再承継金融機関又は再承継銀行持株会社等」と、第六十五条及び第六十八条中「合併等」とあるのは「再承継」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定回収困難債権の買取りの委託等）

第十五条の五 機構は、第一百一条の二第三項の規定により金融機関の特定回収困難債権の買取りを行う旨の決定をする場合には、協定銀行に対し、機構に代わって当該特定回収困難債権の買取りを行うこ

（新設）

とを委託することができる。

2

機構が前項の規定により特定回収困難債権の買取りを委託する場合には、あらかじめ、協定銀行と、特定回収困難債権の買取り並びに当該買収した特定回収困難債権の管理及び処分に関する協定であつて次に掲げる事項を含むもの（以下この条において「困難債権整理回収協定」という。）を締結するものとする。

一 困難債権整理回収協定を締結した協定銀行（以下この条において「困難債権協定銀行」という。）は、前項の規定による特定回収困難債権の買取りの委託の申出を受けた場合において、機構との間でその申出に係る委託の契約を締結したときは、当該委託に係る特定回収困難債権を機構に代わつて買い取り、その買い取つた特定回収困難債権の管理及び処分を行うこと。

二 困難債権協定銀行は、困難債権整理回収協定の定めによる業務に係る経理については、協定後勘定において整理すること。

三 困難債権協定銀行は、毎事業年度、困難債権整理回収協定の定めによる業務により生じた利益の額として政令で定めるところにより計算した額があるときは、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すること。

四 困難債権協定銀行は、第一号の規定による特定回収困難債権の買取りに関する契約又は第八項の規定により読み替えて準用されることとなる附則第十一条第一項に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、あらかじめ、当該締結をしようとする契約の内容について機構の承

認を受けること。

五 困難債権協定銀行は、第一号の規定による特定回収困難債権の買取りを行ったときは、速やかに、当該特定回収困難債権の買取りに係る困難債権整理回収協定の定めによる業務の実施計画及び資金計画を作成し、機構の承認を受けること。

六 困難債権協定銀行は、前号の実施計画又は資金計画を変更しようとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けること。

七 困難債権協定銀行は、困難債権整理回収協定の定めにより金融機関から買い取った特定回収困難債権（次号において「買取債権」という。）についてその債務者の財産（当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を含む。以下この号及び次号において同じ。）が隠蔽されているおそれがあるとき、その他その債務者の財産の実態を解明することが困難であると認めるときは、速やかに機構に報告すること。

八 困難債権協定銀行は、買取債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものその他その回収に特に専門的な知識を必要とするものについて、機構の求めに応じ、その取立てを機構に委託すること。

九 困難債権協定銀行は、第七号に定めるもののほか、困難債権整理回収協定の定めによる業務の実施に支障が生じたときは、機構の指導又は助言を受けるため、速やかに機構に報告すること。

十 困難債権協定銀行は、その役員が困難債権整理回収協定の定めによる業務に係る職務を行うことにより犯罪があると思料する

ときは直ちに所要の報告をさせる体制を整備するものとし、かつ、当該報告があつたときは機構に報告するとともに告発に向けて所要の措置をとること。

3 附則第八条第二項及び第三項の規定は、困難債権整理回収協定の締結について準用する。この場合において、同項中「整理回収業務」とあるのは、「業務」と読み替えるものとする。

4 機構は、第一項の規定による委託の申出をするときは、委員会の議決を経て、同項の決定に係る特定回収困難債権の買取りの価格、第八項において準用する附則第十条の二に規定する損失の補填その他の当該委託に関する条件を定め、これを困難債権協定銀行に対して提示するものとする。

5 機構は、困難債権協定銀行との間で第一項の規定による特定回収困難債権の買取りの委託に関する契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

6 機構が困難債権協定銀行との間で第二項第一号の委託に関する契約を締結したときは、第一項の決定に係る金融機関の特定回収困難債権の買取りに関する契約は、第百一条の二第五項の規定にかかわらず、困難債権協定銀行が当該金融機関との間で締結するものとする。

7 附則第七条第一項（第一号及び第四号を除く。）の規定は、機構が困難債権協定銀行に対し第一項の規定による特定回収困難債権の買取りの委託を行う場合について準用する。この場合において、同

条第一項中「破綻金融機関等（破綻金融機関、承継銀行又は特別危機管理銀行をいう。以下同じ。）との合併により承継し、若しくは破綻金融機関等から譲り受けた事業若しくは引き受けた預金等に係る債務又は移管措置（附則第十五条の三第一項第六号に規定する移管措置をいう。次条において同じ。）により協定後勘定（附則第八条の二第二項第二号に規定する勘定をいう。以下同じ。）に移した資産及び負債の整理を行い、並びに附則第十条第一項の規定による委託を受けて買い取った資産又は同条第七項に規定する措置により協定後勘定に移した資産の管理及び処分を行うこと（以下「整理回収業務」という。）を目的の一つとする一の銀行と整理回収業務に関する協定（附則第十五条の二及び附則第十五条の五を除き、以下「協定」という。）を締結し、並びに当該協定」とあるのは「附則第十五条の五第二項に規定する困難債権整理回収協定（以下この条において「困難債権整理回収協定」という。）」と、同項第五号中「協定」とあるのは「困難債権整理回収協定」と、「整理回収業務」とあるのは「業務」と、「承継し、又は取得した貸付債権その他の財産（以下「譲受債権等」という。）に係る債権」とあるのは「金融機関から買い取った特定回収困難債権（次号において「買取債権」という。）」と、同項第六号中「協定」とあるのは「困難債権整理回収協定」と、「整理回収業務」とあるのは「業務」と、「譲受債権等に係る債権」とあるのは「買取債権」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 | 附則第十条の二から第十五条までの規定は、困難債権協定銀行が

困難債権整理回収協定に従い困難債権整理回収協定の定めによる業務を行う場合について準用する。この場合において、附則第十一条第一項中「事業の譲受け等により承継し、若しくは引き受ける預金等の払戻し若しくは協定の定めによる資産の買取りのために必要とする資金その他の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施のため必要とする資金又は特別協定の定めによる特別合併の円滑な実施のために必要とする資金」とあるのは「特定回収困難債権の買取りのために必要とする資金」と、附則第十三条及及び附則第十四条中「附則第七条第一項」とあるのは「附則第十五条の五第七項において読み替えて準用する附則第七条第一項」と、附則第十四条の二第一項各号列記以外の部分中「附則第七条第一項第五号に掲げる業務又は附則第十六条第五項に規定する特別資金援助に係る資産の買取りにより機構が取得した債権（次項において「特定債権」という。）の回収に係る業務（以下この条において「特定業務」という。）」とあるのは「附則第十五条の五第七項において読み替えて準用する附則第七条第一項第五号に掲げる業務」と、同項第一号中「特定業務に係る債務者」とあるのは「債務者（附則第十五条の五第七項において読み替えて準用する附則第七条第一項第五号に規定する債務者をいう。以下この条において同じ。）」と、同項第二号から第四号までの規定中「特定業務に係る債務者」とあるのは「債務者」と、同条第二項中「特定業務を」とあるのは「附則第十五条の五第七項において読み替えて準用する附則第七条第

一項第五号に掲げる業務を」と、「特定業務に係る譲受債権等に係る債権又は特定債権」とあるのは「当該業務に係る困難債権整理回収協定の定めにより金融機関から買い取った特定回収困難債権」と、附則第十五条中「附則第七条第一項第六号に掲げる業務」とあるのは「附則第十五条の五第七項において読み替えて準用する附則第七条第一項第六号に掲げる業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特例業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

一 (略)

二 第三十四条第五号に掲げる業務のうち、預金等債権の特別買取り

二の二〇五 (略)

2 (略)

(区分経理の特例等)

第二十一条の二 附則第八条の二第一項に規定する債権処理会社（以下この項及び次条第三項において「債権処理会社」という。）及び協定銀行は、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法第十二条の二第二項第二号及び附則第八条の二第二

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特例業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

一 (略)

二 第三十四条第四号に掲げる業務のうち、預金等債権の特別買取り

二の二〇五 (略)

2 (略)

(新設)

項第二号の規定にかかわらず、債権処理会社の業務の終了のため、同法第八条に規定する譲受債権等であつて預金保険法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の際現に特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法第十二条の二第二項第二号に規定する勘定に属するもの（以下この条において「住専債権」という。）を当該勘定から協定後勘定に移転することができる。この場合において、協定銀行はその移転した住専債権の額に相当する金額を、協定後勘定から同号に規定する勘定に繰り入れるものとする。

2 前項の規定により協定後勘定に移転した住専債権については、附則第七条第一項第五号に規定する譲受債権等とみなして、附則第七条から第九条まで及び第十条の二から第十五条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、附則第七条第一項中「資産又は」とあるのは「資産、」と、「の管理」とあるのは「又は附則第二十一条の二第一項の規定により協定後勘定に移転した同項に規定する住専債権の管理」と、附則第十一条第一項中「又は特別協定」とあるのは、「特別協定」と、「について」とあるのは「又は附則第二十一条の二第一項の規定による繰入れのために必要とする資金について」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 協定銀行は、第一項の規定による住専債権の移転を行うときは、附則第八条の二第二項第二号の規定にかかわらず、協定後勘定から特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置

法第八条に規定する損失を補填するために必要な金額を同法第十二
条の二第二項第二号に規定する勘定に繰り入れることができる。

(課税の特例)

第二十二條 (略)

2 (略)

3 前条第三項の規定による繰入れが行われた場合における債権処理
会社については、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年
法律第 号) 附則第二十三條第二項各号に掲げる事実が生じた
法人とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項
中「当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日」とあ
るのは、「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関す
る特別措置法(平成八年法律第九十三号)第十二條第二号の承認の
日以後十五年を経過する日」とする。

(法律の適用)

第二十三條 (略)

一 四 (略)

2 附則第六條の三第一項に規定する機構の業務が行われる場合にお
ける第百五十二條の規定の適用については、同條第三号中「第三十
四條」とあるのは、「第三十四條及び附則第六條の三第一項」とす
る。

(課税の特例)

第二十二條 (略)

2 (略)

(新設)

(法律の適用)

第二十三條 (略)

一 四 (略)

2 附則第六條の三第一項に規定する機構の業務が行われる場合には
、次に定めるところによる。

一 第十五條の規定の適用については、同條中「次章、第四章及び
第六章から第八章まで」とあるのは、「次章、第四章、第六章か
ら第八章まで、附則第六條の三、第八條、第九條、第十條及び第

3 附則第六条の四第一項に規定する機構の業務が行われる場合における第百五十二条の規定の適用については、同条第三号中「第三十条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の四第一項」とする。

4 附則第七条第一項に規定する機構の業務が行われる場合には、次に定めるところによる。
(削る)

5 一〇六 (略)

6 附則第十五条の二から第十五条の四までに規定する機構の業務が行われる場合には、次に定めるところによる。

一 第四十一条の規定の適用については、同条中「一般勘定(前条

十一条」とする。

二 第百五十一条の規定の適用については、同条第三号中「第三十条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の三第一項」とする。

3 附則第六条の四第一項に規定する機構の業務が行われる場合には、次に定めるところによる。

一 第十五条の規定の適用については、同条中「次章、第四章及び第六章から第八章まで」とあるのは、「次章、第四章、第六章から第八章まで及び附則第六条の四」とする。

二 第百五十一条の規定の適用については、同条第三号中「第三十条」とあるのは、「第三十四条及び附則第六条の四第一項」とする。

4 附則第七条第一項に規定する機構の業務が行われる場合には、次に定めるところによる。

一 第十五条の規定の適用については、同条中「次章、第四章及び第六章から第八章まで」とあるのは、「次章、第四章、第六章から第八章まで、附則第八条から第十条まで及び附則第十一条」とする。

5 二〇七 (略)
(新設)

第一号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。）」とあるのは、「一般勘定（前条第一号に掲げる業務及び附則第十五条の二から第十五条の四までに規定する業務に係る勘定をいう。以下同じ。）」とする。

二 第四十二条の規定の適用については、附則第十五条の二から第十五条の四までに規定する業務は、第四十二条第一項に規定する業務とみなす。

三 第五十一条第二項の規定の適用については、附則第十五条の二から第十五条の四までに規定する業務は、第五十一条第二項に規定する機構の業務とみなす。

四 第四百四十六条の規定の適用については、同条第一号中「及び第一百一条第七項」とあるのは、「第一百一条第七項及び附則第十五条の四第七項」とする。

五 第四百四十七条の規定の適用については、同条第二号中「及び第一百八条第四項」とあるのは、「第一百八条第四項及び附則第十五条の四第七項」とする。

六 第五百十一条第一項の規定の適用については、同項第三号中「及び第一百一条第七項」とあるのは、「第一百一条第七項及び附則第十五条の四第七項」とする。

七 第五百十二条の規定の適用については、同条第三号中「第三十条」とあるのは「第三十四条及び附則第十五条の二から第十五条の四まで」と、同条第八号中「及び第一百八条第二項」とあるのは、「第一百八条第二項及び附則第十五条の四第五項」と、「

及び第百十八条第四項」とあるのは、「第百十八条第四項及び附則第十五条の四第七項」とする。

7| 附則第十五条の五に規定する機構の業務が行われる場合には、次に定めるところによる。

一 第四十一条の規定の適用については、同条中「一般勘定（前条第一号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。）」とあるのは、「一般勘定（前条第一号に掲げる業務及び附則第十五条の五に規定する業務に係る勘定をいう。以下同じ。）」とする。

二 第四十二条の規定の適用については、附則第十五条の五に規定する業務は、第四十二条第一項に規定する業務とみなす。

三 第五十一条第二項の規定の適用については、附則第十五条の五に規定する業務は、第五十一条第二項に規定する機構の業務とみなす。

四 第百五十二条の規定の適用については、同条第三号中「第三十条」とあるのは、「第三十四条及び附則第十五条の五」とする。

8| 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める規定の適用については、当該規定中「第五十四条第一項から第三項まで」とあるのは、「附則第六条の二」とする。

一 附則第六条の二第二項の保険事故に係る破綻金融機関の預金等に係る債務を他の金融機関が引き受ける場合 第二条第十一項

二 (略)

三 附則第六条の二第二項の保険事故に係る破綻金融機関が営業の

(新設)

6| 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める規定の適用については、当該規定中「第五十四条第一項から第三項まで」とあるのは、「附則第六条の二」とする。

一 附則第六条の二第二項の保険事故に係る破綻金融機関の預金等に係る債務を他の金融機関が引き受ける場合 第二条第十一項

二 (略)

三 附則第六条の二第二項の保険事故に係る破綻金融機関が営業の

一部を他の金融機関に譲渡する場合 第五十九条第二項

四 機構が附則第六条の二第一項の保険事故に係る破綻金融機関（第二百二十七条第一項各号に掲げる金融機関に限る。）から預金等の払戻しのために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合
第二百二十七条第一項

9 | 10 |

（罰則）

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 附則第十条第三項若しくは第九項、附則第十一条第二項（附則第十五条の五第八項において準用する場合を含む。）、附則第十五条の二第五項、附則第十五条の三第三項又は第十五条の五第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 （略）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 附則第十四条（附則第十五条の五第八項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 附則第十四条の二（附則第十五条の五第八項において準用する場合を含む。）の規定による立入り又は現況の確認を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 附則第十四条の二（附則第十五条の五第八項において準用する

一部を他の金融機関に譲渡する場合 第五十九条第二項

四 機構が附則第六条の二第一項の保険事故に係る破綻金融機関（第二百二十七条第一項各号に掲げる金融機関に限る。）から預金等の払戻しのために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合
第二百二十七条第一項

7 | 8 |

（略）

（罰則）

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 附則第十条第三項又は第十一条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 （略）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 附則第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 附則第十四条の二の規定による立入り又は現況の確認を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 附則第十四条の二の規定による機構の職員の質問に対して答弁

場合を含む。)の規定による機構の職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

四 附則第十四条の二(附則第十五条の五第八項において準用する場合を含む。)の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

をせず、又は偽りの陳述をした者

四 附則第十四条の二の規定による帳簿等の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

改正案	現行
<p>（形式的な所有権の移転等に対する不動産取得税の非課税） 第七十三条の七 道府県は、次に掲げる不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一〇十八（略）</p> <p>十九 預金保険法第二条第十三項に規定する承継銀行（同法附則第十五条の二第三項の規定により当該承継銀行とみなされる同項に規定する承継協定銀行を含む。）が同法第九十一条第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる決定を受けて行う同法第二条第十二項に規定する被管理金融機関からの同条第十三項に規定する事業の譲受け等による不動産（同法第九十三条第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であること の確認がされたものに限る。）の取得</p> <p>二十（略）</p>	<p>（形式的な所有権の移転等に対する不動産取得税の非課税） 第七十三条の七 道府県は、次に掲げる不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一〇十八（略）</p> <p>十九 預金保険法第二条第十三項に規定する承継銀行が同法第九十一条第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる決定を受けて行う同法第二条第十二項に規定する被管理金融機関からの同条第十三項に規定する事業の譲受け等による不動産（同法第九十三条第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であること の確認がされたものに限る。）の取得</p> <p>二十（略）</p>

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当することについてその住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。 一～五 (略) 六 破綻金融機関等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第四項に規定する破綻金融機関、同条第十二項に規定する被管理金融機関、同条第十三項に規定する承継銀行、同法第一百一条第二項に規定する特別危機管理銀行及び同法附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行（同条第四項第四号に規定する承継勘定に係る業務を行う場合に限る。）並びに金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三十二号）第二条第五項に規定する被管理金融機関、同条第七項に規定する承継銀行及び同条第八項に規定する特別公的管理銀行をいう。）と金融取引を行つていたことにより、銀行その他の金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じてい</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当することについてその住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。 一～五 (略) 六 破綻金融機関等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第四項に規定する破綻金融機関、同条第十二項に規定する被管理金融機関、同条第十三項に規定する承継銀行及び同法第一百一条第二項に規定する特別危機管理銀行並びに金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三十二号）第二条第五項に規定する被管理金融機関、同条第七項に規定する承継銀行及び同条第八項に規定する特別公的管理銀行をいう。）と金融取引を行つていたことにより、銀行その他の金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。</p>

ると認められること。

七・八 (略)

七・八 (略)

○ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）（附則第四条関係）

改正案	現行
<p>（金融機関等の資産の買取りに関する業務） 第五十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 預金保険法附則第七条第一項（第一号及び第四号を除く。）の規定は、機構が特定協定銀行に対し第一項第二号の規定による資産の買取りの委託を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項各号列記以外の部分中「破綻金融機関等（破綻金融機関、承継銀行又は特別危機管理銀行をいう。以下同じ。）との合併により承継し、若しくは破綻金融機関等から譲り受けた事業若しくは引き受けた預金等に係る債務又は移管措置（附則第十五条の三第一項第六号に規定する移管措置をいう。次条において同じ。）により協定後勘定（附則第八条の二第二項第二号に規定する勘定をいう。以下同じ。）に移した資産及び負債の整理を行い、並びに附則第十条第一項の規定による委託を受けて買い取った資産又は同条第七項に規定する措置により協定後勘定に移した資産の管理及び処分を行うこと（以下「整理回収業務」という。）を目的の一つとする一の銀行と整理回収業務に関する協定（附則第十五条の二及び附則第十五条の五を除き、以下「協定」という。）を締結し、並びに当該協定」とあるのは「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以</p>	<p>（金融機関等の資産の買取りに関する業務） 第五十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 預金保険法附則第七条第一項（第一号及び第四号を除く。）の規定は、機構が特定協定銀行に対し第一項第二号の規定による資産の買取りの委託を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項各号列記以外の部分中「破綻金融機関等（破綻金融機関、承継銀行又は特別危機管理銀行をいう。以下同じ。）との合併により承継し、若しくは破綻金融機関等から譲り受けた事業又は引き受けた預金等に係る債務の整理を行い、並びに附則第十条第一項の規定による委託を受けて買い取った資産の管理及び処分を行うこと（以下「整理回収業務」という。）を目的の一つとする一の銀行と整理回収業務に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、並びに当該協定」とあるのは「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融機能再生緊急措置法」という。）第五十三条第一項第二号に規定する特定整理回収協定（以下「特定整理回収協定」という。）と、同項第二号中「附則第十条の二」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十八条において準用する金融機能再生緊急措置法第三十四条本文」と、「附則第十一条第一項」とあるのは</p>

下「金融機能再生緊急措置法」という。)第五十三条第一項第二号に規定する特定整理回収協定(以下「特定整理回収協定」という。)
一」と、同項第二号中「附則第十条の二」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十八条において準用する金融機能再生緊急措置法第三十四条本文」と、「附則第十一条第一項」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十七条第一項」と、同項第二号の二中「次条第一項第二号の三」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第一項第三号」と、同項第三号中「整理回収業務」とあるのは「特定整理回収協定の定めによる業務」と、同項第五号及び第六号中「協定」とあるのは「特定整理回収協定」と、「整理回収業務」とあるのは「業務」と、「第二号の二」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十三条第三項において準用する第二号の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定整理回収協定)

第五十四条 (略)

2 預金保険法附則第八条第一項(第一号から第二号の三まで、第四号の二及び第六号を除く。)の規定は、特定整理回収協定について準用する。この場合において、同項第三号中「第二号」とあるのは「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(以下「金融機能再生緊急措置法」という。)
第五十四条第一項第一号」と、「附則第十一条第一項」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十七条第一項」と、同項第四号中「第一号の規定による事業の譲受け等又

は「金融機能再生緊急措置法第五十七条第一項」と、同項第二号の二中「次条第一項第二号の二」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第一項第三号」と、同項第三号中「整理回収業務」とあるのは「特定整理回収協定の定めによる業務」と、同項第五号及び第六号中「協定」とあるのは「特定整理回収協定」と、「整理回収業務」とあるのは「業務」と、「第二号の二」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十三条第三項において準用する第二号の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定整理回収協定)

第五十四条 (略)

2 預金保険法附則第八条第一項(第一号から第二号の二まで及び第六号を除く。)の規定は、特定整理回収協定について準用する。この場合において、同項第三号中「第二号」とあるのは「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(以下「金融機能再生緊急措置法」という。)
第五十四条第一項第一号」と、「附則第十一条第一項」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十七条第一項」と、同項第四号中「第一号の規定による事業の譲受け等又は第二号」と

は第二号」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第一項第一号」と、「整理回収業務」とあるのは「特定整理回収協定の定めによる業務」と、同項第五号中「前二号」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する第四号」と、同項第七号中「債務者の財産が」とあるのは「債務者の財産（当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を含む。以下この号及び金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する次号において同じ。）が」と、同項第九号中「第七号」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する第七号」と、「整理回収業務」とあるのは「業務」と、同項第十号中「整理回収業務」とあるのは「業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3
(略)

あるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第一項第一号」と、「整理回収業務」とあるのは「特定整理回収協定の定めによる業務」と、同項第五号中「前号」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する前号」と、同項第七号中「債務者の財産が」とあるのは「債務者の財産（当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を含む。以下この号及び金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する次号において同じ。）が」と、同項第九号中「第七号」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する第七号」と、「整理回収業務」とあるのは「業務」と、同項第十号中「整理回収業務」とあるのは「業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3
(略)

○ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）（附則第五条関係）

改正案	現行
<p>（株式等の引受け等に係る申込み）</p> <p>第三条 預金保険機構（以下「機構」という。）は、金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下この章において同じ。）から平成二十四年三月三十一日までに当該金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等（当該金融機関等が銀行等である場合にあつては、株式の引受けに限る。）に係る申込み（第十五条第一項及び第三十四条の二並びに預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第一百五条第一項及び附則第十五条の四第一項の規定によるものを除く。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。</p> <p>2 機構は、銀行持株会社等から平成二十四年三月三十一日までに当該銀行持株会社等の子会社（金融機関等に限る。）の自己資本の充実のために行う株式の引受けに係る申込み（第十五条第二項並びに預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、<u>第一百五条第二項及び附則第十五条の四第一項の規定によるものを除く。</u>）を受けたときは、主務大臣に対し、当該銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る株式の引受けを行うかどうかの決定を求めなければならない。</p>	<p>（株式等の引受け等に係る申込み）</p> <p>第三条 預金保険機構（以下「機構」という。）は、金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下この章において同じ。）から平成二十四年三月三十一日までに当該金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等（当該金融機関等が銀行等である場合にあつては、株式の引受けに限る。）に係る申込み（第十五条第一項及び第三十四条の二並びに預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項及び<u>第一項の規定によるものを除く。</u>）を受けたときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。</p> <p>2 機構は、銀行持株会社等から平成二十四年三月三十一日までに当該銀行持株会社等の子会社（金融機関等に限る。）の自己資本の充実のために行う株式の引受けに係る申込み（第十五条第二項並びに預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項及び<u>第一百五条第二項の規定によるものを除く。</u>）を受けたときは、主務大臣に対し、当該銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る株式の引受けを行うかどうかの決定を求めなければならない。</p>

めなければならぬ。

(金融組織再編成に係る株式等の引受け等に係る申込み)

第十五条 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等から平成二十四年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等(当該組織再編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等である場合にあつては、株式の引受けに限る。)に係る申込み(預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項及び附則第十五条の四第一項の規定によるものを除き、当該金融組織再編成が特定組織再編成(金融組織再編成のうち合併、事業の全部を承継させる会社分割、会社分割による事業の全部の承継又は事業の全部の譲渡若しくは譲受けをいう。以下この章及び次章において同じ。)である場合にあつては、当該金融組織再編成の当事者が連名とするものに限る。)を受けたときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならぬ。

2 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等から平成二十四年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式の引受けに係る申込み(預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項及び附則第十五条の四第一項の規定によるものを除く。)を受けたときは、主務大臣に対し、当該組織再編成

(金融組織再編成に係る株式等の引受け等に係る申込み)

第十五条 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等から平成二十四年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等(当該組織再編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等である場合にあつては、株式の引受けに限る。)に係る申込み(預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項及び附則第十五条の四第一項の規定によるものを除き、当該金融組織再編成が特定組織再編成(金融組織再編成のうち合併、事業の全部を承継させる会社分割、会社分割による事業の全部の承継又は事業の全部の譲渡若しくは譲受けをいう。以下この章及び次章において同じ。)である場合にあつては、当該金融組織再編成の当事者が連名とするものに限る。)を受けたときは、主務大臣に対し、当該金融機関等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならぬ。

2 機構は、金融組織再編成を行う金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等から平成二十四年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式の引受けに係る申込み(預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項及び附則第十五条の四第一項の規定によるものを除く。)を受けたときは、主務大臣に対し、当該組織再編成銀行持株会社等と連名で、

第十二条第三項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第	(略)	(略)	(略)	<p>銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る株式の引受けを行うかどうかの決定を求めなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(金融組織再編成に係る株式等の引受け等の決定等) 第十七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 主務大臣が第一項の規定による決定をした場合には、前条第一項から第三項までの規定により当該決定に係る経営強化計画を提出した金融機関等について、認定経営基盤強化計画（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号。以下この項及び第十九条第四項において「組織再編成促進特別措置法」という。）第七条に規定する認定経営基盤強化計画をいう。第十九条第四項において同じ。）に係る組織再編成促進特別措置法第三章及び第十七条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる組織再編成促進特別措置法の規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとする。</p>
第十二条第四項	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第	(略)	(略)	(略)	<p>当該申込みに係る株式の引受けを行うかどうかの決定を求めなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(金融組織再編成に係る株式等の引受け等の決定等) 第十七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 主務大臣が第一項の規定による決定をした場合には、前条第一項から第三項までの規定により当該決定に係る経営強化計画を提出した金融機関等について、認定経営基盤強化計画（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号。以下この項及び第十九条第四項において「組織再編成促進特別措置法」という。）第七条に規定する認定経営基盤強化計画をいう。第十九条第四項において同じ。）に係る組織再編成促進特別措置法第三章及び第十七条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる組織再編成促進特別措置法の規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとする。</p>

第十三条第五項	第十三条第三項	第十三条第五項及 び第十三条第一項			
認定経営基盤強化計画	認定経営基盤強化計画	認定経営基盤強化計画	第七条	認定経営基盤強化計画	
金融機能強化法第 十七条第一項の規 定による決定に係 る経営強化計画	金融機能強化法第 十七条第一項の規 定による決定に係 る経営強化計画	金融機能強化法第 十七条第一項の規 定による決定に係 る経営強化計画	金融機能強化法第 十七条第八項にお いて準用する金融 機能強化法第六条	金融機能強化法第 十七条第一項の規 定による決定に係 る経営強化計画	十七条第一項の規 定による決定に係 る経営強化計画

第十三条第六項	第十三条第四項	第十三条第六項及 び第十三条第一項			
認定経営基盤強化計画	認定経営基盤強化計画	認定経営基盤強化計画	第七条	認定経営基盤強化計画	
金融機能強化法第 十七条第一項の規 定による決定に係 る経営強化計画	金融機能強化法第 十七条第一項の規 定による決定に係 る経営強化計画	金融機能強化法第 十七条第一項の規 定による決定に係 る経営強化計画	金融機能強化法第 十七条第八項にお いて準用する金融 機能強化法第六条	金融機能強化法第 十七条第一項の規 定による決定に係 る経営強化計画	十七条第一項の規 定による決定に係 る経営強化計画

(略)	(略)	(略)	(略)	5 5 8 (略)	(略)	(略)	第七条 金融機能強化法第 十七条第八項にお いて準用する金融 機能強化法第六条
(略)	(略)	(略)	(略)	第十九条 (略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	2・3 (略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	4 主務大臣が第一項の規定による承認をした場合には、当該承認を受けた計画提出金融機関等について、認定経営基盤強化計画に係る組織再編成促進特別措置法第六条の認定を受けたものとみなして、組織再編成促進特別措置法第三章及び第十七条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる組織再編成促進特別措置法の規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとする。	(略)	(略)	

(略)	(略)	(略)	(略)	5 5 8 (略)	(略)	(略)	第七条 金融機能強化法第 十七条第八項にお いて準用する金融 機能強化法第六条
(略)	(略)	(略)	(略)	第十九条 (略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	2・3 (略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	4 主務大臣が第一項の規定による承認をした場合には、当該承認を受けた計画提出金融機関等について、認定経営基盤強化計画に係る組織再編成促進特別措置法第六条の認定を受けたものとみなして、組織再編成促進特別措置法第三章及び第十七条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる組織再編成促進特別措置法の規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとする。	(略)	(略)	

第十三条第三項	第十二条第五項及 び第十三条第一項	第十二条第三項
認定経営基盤強化計画	第七条	認定経営基盤強化計画
金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画	金融機能強化法第十九条第五項において準用する金融機能強化法第六条	金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画

第十三条第四項	第十二条第六項及 び第十三条第一項	第十二条第四項
認定経営基盤強化計画	第七条	認定経営基盤強化計画
金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画	金融機能強化法第十九条第五項において準用する金融機能強化法第六条	金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画

(略)		<p>第十三条第五項</p> <p>認定経営基盤強化計画</p> <p>金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画</p>
(略)	<p>第七条</p>	<p>金融機能強化法第十九条第五項において準用する金融機能強化法第六条</p>

5 (略)

(優先出資の引受け等に係る申込み)

第三十四条の二 機構は、協同組織中央金融機関等（協同組織中央金融機関及び農林中央金庫をいう。以下同じ。）から平成二十四年三月三十一日までに協同組織金融関係機関（当該協同組織中央金融機関等及び協同組織金融機関等（次に掲げる者をいい、当該協同組織中央金融機関等の会員であるものに限る。以下この章において同じ。）をいう。以下この章において同じ。）による金融機能の発揮の促進に必要な当該協同組織中央金融機関等の自己資本の充実のため

(略)		<p>第十三条第六項</p> <p>認定経営基盤強化計画</p> <p>金融機能強化法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後の経営強化計画</p>
(略)	<p>第七条</p>	<p>金融機能強化法第十九条第五項において準用する金融機能強化法第六条</p>

5 (略)

(優先出資の引受け等に係る申込み)

第三十四条の二 機構は、協同組織中央金融機関等（協同組織中央金融機関及び農林中央金庫をいう。以下同じ。）から平成二十四年三月三十一日までに協同組織金融関係機関（当該協同組織中央金融機関等及び協同組織金融機関等（次に掲げる者をいい、当該協同組織中央金融機関等の会員であるものに限る。以下この章において同じ。）をいう。以下この章において同じ。）による金融機能の発揮の促進に必要な当該協同組織中央金融機関等の自己資本の充実のため

に行う優先出資の引受け等（優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けをいう。以下同じ。）に係る申込み（預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項、第五十条第一項及び附則第十五条の四第一項の規定によるものを除く。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該協同組織中央金融機関等と連名で、当該申込みに係る優先出資の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

一〇五（略）

（預金保険法の適用）

第五十四条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号。以下「金融機能強化法」という。）の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七条第一項中「銀行持株会社等に限る。」とあるのは「銀行持株会社等に限る。」（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等（金融機能強化法第二条第五項に規定する子会社等をいう。）。次項において同じ。）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く

に行う優先出資の引受け等（優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けをいう。以下同じ。）に係る申込み（預金保険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、第一百一条第一項及び第五十条第一項の規定によるものを除く。）を受けたときは、主務大臣に対し、当該協同組織中央金融機関等と連名で、当該申込みに係る優先出資の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。

一〇五（略）

（預金保険法の適用）

第五十四条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号。以下「金融機能強化法」という。）の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七条第一項中「銀行持株会社等に限る。」とあるのは「銀行持株会社等に限る。」（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等（金融機能強化法第二条第五項に規定する子会社等をいう。）。次項において同じ。）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く

。）」とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び金融機能強化法第四十二条に規定する金融機能強化業務を除く。）」と、同法第三十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、「銀行持株会社等」とあるのは「銀行持株会社等（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等（同条第五項に規定する子会社等をいう。次項において同じ。）」と、同条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、「銀行持株会社等」とあるのは「銀行持株会社等（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等。）」と、同法第三十七条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、同法第五十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び金融機能強化法の規定による業務」とする。

。）」とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び金融機能強化法第四十二条に規定する金融機能強化業務を除く。）」と、同法第三十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、「銀行持株会社等」とあるのは「銀行持株会社等（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等（同条第五項に規定する子会社等をいう。次項において同じ。）」と、同条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、「銀行持株会社等」とあるのは「銀行持株会社等（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能強化法第二条第一項に規定する金融機関等及びその子会社等。）」と、同法第三十七条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、同法第五十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能強化法」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び金融機能強化法の規定による業務」とする。